

ホームページ運用ガイドライン

NPO 法人茨城県防災士会

1. 目的

本ガイドラインは、NPO 法人茨城県防災士会（以下、「当防災士会」という。）の公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）の運用方法について定めるものである。

2. ホームページの所在等

ドメイン名とサーバーは、次のとおりとする。

(1) ドメイン名

<https://i-bousaishi.jp>

(2) サーバー

サーバーはレンタルとし、当防災士会の指定する管理者に委託する。

3. ホームページの管理

- (1) ホームページの管理責任者は広報機関誌部長とする。
- (2) 運営に当たりホームページ運営委員会を設け、委員は当該エリア長の推薦を得て、理事会の承認を受ける。なお、委員の任期は特に定めない。
- (3) 運営実務の遂行のため運営委員会委員の中から専任担当者を若干名互選する。
- (4) 専任担当は、6 項及び 7 項の定めに基づき、ホームページの掲載実務に当たる。

4. ホームページ運営委員の任務

ホームページ運営委員は、次の業務を行う。

- (1) ホームページの維持改善
- (2) ホームページの記事等の内容（以下、「コンテンツ」という。）の掲載
- (3) ホームページの構成変更業務

5. 利用者の範囲

ホームページへの掲載することが出来る個人・団体の範囲は、次のとおりとする。

- (1) ホームページ運営委員会・委員
- (2) 理事会が承認した個人及び団体。但し、緊急を要するものは理事長が承認した個人及び団体
- (3) 当防災士会と協力関係にある行政機関及び関連団体

6. コンテンツの構成・変更

ホームページの構成と構成の変更は、次のとおりとする。

(1) 構成

- 1) 基本情報 防災士の基本理念等及び入会案内に関する情報の掲載
- 2) 新着情報 行政、特に茨城県から発出される情報の転載
本情報は、直近 3 か月を基準掲載として削除更新する。

- 3) 事業実施・活動報告 法人としての事業活動及び各エリア会議等の報告書を活用した情報の転載
 - 4) 広報誌「茨城県防災士だより」 発行の都度、転載する。但し、掲示2年経過分は削除することが出来る。
 - 5) 会員専用ページ
 - ①理事会報告・承認されたもの
 - ②法人諸規則等
 - ア) 会員規則、イ) 慶弔規程、ウ) 倫理規程、エ) 旅費規程、オ) 事務分掌規則
 - カ) 認定講師制度規則、キ) その他理事会にて承認されたもの
 - ③日本防災士会からの通達文書、依頼文書
 - ④本欄の運用円滑化のため別途「パスワード」を設けることができる。
- (2) リンクページ構成
- 1) 日本防災士機構
 - 2) 国土交通省、総務省消防庁、農林水産省、気象庁・水戸気象台
 - 3) 茨城県危機管理課
 - 4) NHK 気象・防災情報
 - 5) その他、本防災会に必要な公的情報提供先
- (3) 構成の変更
- 構成の変更は、ホームページ運営委員会の提案を受けた理事会の承認を必要とする。

7. コンテンツの掲載の手続き

- 上記6 - (1) 構成の掲載手続きは次のとおりとする。
- (1) 1)、2) は、理事長、副理事長、専務理事のいずれか複数人の承諾を必要とする。削除も同様とする。
 - (2) 3) は、理事会承認の後、直ちに掲載が出来る（手続きは不要）。
なお、本報告の掲載への編集・校正は運営委員会に一任する。
 - (3) 4) は発刊の都度掲載し、2年を限度に旧聞に属する号は削除することが出来る（手続き不要）。
 - (4) 5) - ③は、期日付き告知書面は、少なくとも掲示後14日間の余裕が有るものに限り、事務局長が専任担当者に指示をして掲載することが出来る。

8. 外部へのリンク

トップページまたはリンクページから外部のウェブサイトへリンクを行う場合は、理事会の承認を得るものとする。

9. 掲載内容

管理責任者は、トップページまたはリンクページに掲載する内容について「著作権法」（含む関連法令）等の法令及び「内部者取引管理規則」（含む関連細則）、「情報セキュリティ管理規

程」(含む関連細則)、「個人情報保護規程」(含む関連細則)等の諸規程に照らし、掲載の可否を判断しなければならない。

10. 情報の修正、削除

- (1) 管理責任者は、リンクページに掲載された内容が前項の規程に照らし掲載が不適切であると判断した場合、リンクページの管理担当者に当該掲載内容の修正または削除を指示することができる。
- (2) リンクページの管理担当者が前項の指示に従わない場合、管理責任者は当該掲載内容またはリンクページを削除することができる。

11. 個人情報保護

コンテンツを作成する場合、次の個人情報に十分配慮する。

- (1) 個人情報は氏名のみとし、住所、電話番号、メールアドレス掲載については本人の同意を得られた場合のみとする。
- (2) 写真の掲載では、個人の特定できない沢山の人が写っている写真を載せる。但し、本人の同意があれば、その限りではない。

12. 改 廃

この運用ガイドラインの改廃は、ホームページ運営委員会にて協議の上、理事会の決裁手続きを踏まえる。

本運用ガイドラインは、令和4年8月6日から適用する。